

原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令案参照条文

目次

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年六月二十七日法律第四十七号）（抄）	1
○原子力規制委員会設置法の施行期日を定める政令（平成二十四年九月十四日政令第二百二十八号）	1

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年六月二十七日法律第四十七号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する

一（略）

二 附則第五十四条中原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第三十四条第一項の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十条第三項の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十二条第三項の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十六條第二項の項及び第四十七條第一項の項の改正規定（第四十七條第一項の項に係る部分に限る。）、「同表第四十七條第一項の項の次に次のように加える改正規定並びに同表第四十九條の項及び第五十一條の項の改正規定（第四十九條の項に係る部分に限る。）」この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 七（略）

○原子力規制委員会設置法の施行期日を定める政令（平成二十四年九月十四日政令第二百二十八号）

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
原子力規制委員会設置法の施行期日は、平成二十四年九月十九日とする。